

(証券コード 9986)
平成30年6月8日

株 主 各 位

東京都江東区毛利一丁目19番5号
蔵王産業株式会社
代表取締役社長 北 林 恵 一

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓、平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月26日(火)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月27日(水曜日)午前10時
2. 場 所 東京都江東区毛利一丁目19番5号
当本社ビル5階第一会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第62期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第62期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
決議事項
議 案 剰余金の処分の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。(受付開始時間 午前9時00分)
2. 株主総会参考書類並びに事業報告及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.zaohnet.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
3. 資源節減のため、この「招集ご通知」をご持参ください。

(添付書類)

事業報告

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益、設備投資、雇用環境に改善傾向がみられ国内景気は緩やかながら回復基調にありましたが、海外では中国や新興諸国の成長鈍化、保護主義的な米国政権の動向、北朝鮮をめぐる地政学的リスクの高まり等も見受けられ、株式や為替等の金融市場が不安定となっていることから、依然として先行き不透明な状況が続きました。

当社の主要顧客である製造業においては、環境負荷低減への対策商品として、強アルカリイオン電解水生成機「ZKシリーズ」への需要が年々高まっており、その相乗効果で床洗浄機や高圧洗浄機等の販売が増加しております。

一方、ビルメンテナンス業界においては、全国各地での展示会や代理店のユーザー向け講習会等を通じて、「ZKシリーズ」や各種振動式洗浄機等を利用したあらたな多様なメンテナンスの提案を積極的に行った結果、関連商品の販売が堅調に推移いたしました。

また、OEM供給によるオリジナル商品（独占販売権付卸売販売）の提案については、インターネット、ホームセンター等、コンシューマー市場でのあらたな販路拡大を図るため、衣類スチーマーのほか、真空掃除機等のアイテムを加えながら、市場シェアの拡大に努めてまいりました。

アフターサービスについては、定期点検のほか、作業時間の短縮等迅速な対応に努めてまいりました。

なお、子会社であるエタニ産業株式会社については、プール向け水質浄化剤等の化成品関連売上が堅調に推移し、増収となりました。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は、7,200百万円（前期比3.7%増）、経常利益は1,196百万円（前期比7.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は783百万円（前期比2.9%増）となりました。

また、品目別の販売状況は、「清掃機器」1,348百万円（前期比11.2%増）、「洗浄機器」3,283百万円（前期比6.2%増）、「その他」2,568百万円（前期比2.7%減）となりました。

「清掃機器」については、主にレンタル会社向けの搭乗式大型清掃機や新商品であるリチウムイオンバッテリー式バキュームスィーパー「ツインフォースLS38Li」の販売が堅調に推移したこと等から、増収となりました。

「洗浄機器」については、コンシューマー向けの新商品である衣類スチーマーの販売が伸長したこと等から、増収となりました。

「その他」については、工具・パーツ等の売上が減少したこと等から、減収となりました。

(単位：百万円)

区 分	第 61 期 (平成29年3月期)		第 62 期 (平成30年3月期)		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
清 掃 機 器	1,213	17.5%	1,348	18.7%	135	11.2%
洗 浄 機 器	3,092	44.5	3,283	45.6	191	6.2
そ の 他	2,638	38.0	2,568	35.7	△70	△2.7
合 計	6,944	100.0	7,200	100.0	256	3.7

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資総額は、3百万円で、主な内訳は、什器備品2百万円、フォークリフトの入替1百万円であります。

(3) 対処すべき課題

今後の経済環境につきましては、国内の設備投資や雇用環境の改善等から日本経済は引き続き回復基調で推移するものと思われませんが、来年度に消費税率の引き上げを控えており個人消費の動向は予断を許さず、また海外においては資源国での景気減速、米国や中国の経済政策の行方、北朝鮮動向等が相まって株式市場、原油価格、為替等の影響から景気下振れリスクを抱えており、依然として先行き不透明な状況が続くものと思われまます。

このような状況のなかで当社は、市場ニーズをとらえた新機能、新用途を付した新商品の開発を継続するとともに、全国の営業拠点及び販売代理店を中心とした講習会・勉強会実施により既存顧客への深耕を推進するほか、各種展示会への出展を通じて商品啓蒙にも注力すること等で、新規顧客の獲得に努めてまいります。

OEM供給によるオリジナル商品の販売につきましては、これまでの主力であった小型スチーム機器のほかにあらたなアイテムの拡充、アクセサリーの充実を行うことでさらなる業容拡大に努めてまいります。

アフターサービスにつきましても、引き続き、サービスの品質向上、スタッフの技術力向上に努めるほか、推奨見積の提案を勧めることで、顧客重視のサービス体制づくりをより一層推進してまいります。

なお、子会社であるエタニ産業株式会社につきましては、当社グループの輸入業務の強みを活かし、商品アイテムを充実していくことであらたな販路の開拓等をし、積極的な営業展開を進めてまいりたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後ともよろしくご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 59 期 (平成27年3月期)	第 60 期 (平成28年3月期)	第 61 期 (平成29年3月期)	第 62 期 (当連結会計年度) (平成30年3月期)
売 上 高(百万円)	7,276	6,833	6,944	7,200
経 常 利 益(百万円)	1,030	1,061	1,115	1,196
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	577	657	761	783
1株当たり当期純利益 (円)	98.31	104.87	121.56	125.07
総 資 産(百万円)	12,314	12,402	12,982	13,352
純 資 産(百万円)	10,259	10,610	11,020	11,447
1株当たり純資産額 (円)	1,637.74	1,693.72	1,759.19	1,827.31

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算定しております。

(5) **重要な親会社及び子会社の状況**

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
エタニ産業株式会社	30,000千円	100%	プール等の水質浄化剤及びホテル客室用品の販売

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(6) **主要な事業内容**（平成30年3月31日現在）

当社グループは、当社と子会社1社で構成されております。当社は主に欧米や中国等の各メーカーから当社仕様で製作させた業務用・産業用・コンシューマー向けの清掃機器・洗浄機器等を輸入し、国内全域で販売することを主たる業務としております。

また、子会社であるエタニ産業株式会社は、主にスポーツ施設・ホテル等のプール、旅館等の浴場の水質浄化剤及び電磁サーバー等のホテル客室用品等を販売しております。

なお、当社グループにおける主要な商品は以下のとおりであります。

区分	主要品目
清掃機器	動力清掃機、真空掃除機、カーペット清掃機、泥層・氷層除去機
洗浄機器	自動床洗浄機、カーペット洗浄機、カーペット濯ぎ洗い機、高圧洗浄機、スチーム洗浄機、振動式洗浄機
その他	部品及びメンテナンスサービス、強アルカリイオン電解水生成機、清掃・洗浄機用消耗品及びアクセサリー、水質浄化剤、電磁サーバー、その他

(7) 主要な営業所 (平成30年3月31日現在)

- ① 当 社
本 社 東京都江東区
配送センター及び試験研究室 船橋市潮見町
(営業所)
札幌営業所 石狩市新港西
仙台営業所 仙台市泉区
東京営業所 東京都江東区
横浜営業所 横浜市戸塚区
金沢営業所 金沢市神野
名古屋営業所 春日井市味美白山町
大阪営業所 大阪市東成区
広島営業所 広島市西区
福岡営業所 福岡市東区
その他12営業所
- ② 子会社
エタニ産業株式会社
本 社 東京都目黒区

(8) 従業員の状況 (平成30年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
198名	+2名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
192名	+2名	42.8歳	13.3年

(注) 上記のほか、パート社員が11名おります。

(9) **主要な借入先**（平成30年3月31日現在）

当社の主力取引銀行は、株式会社三井住友銀行、株式会社千葉銀行、株式会社みずほ銀行及び三井住友信託銀行株式会社であります。借入金はございません。

(10) **剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主への利益配分と会社の体質強化のための内部留保との調和を図りながら、配当につきましては配当性向重視の方針を継続してまいります。

今後の配当金額の決定につきましては、長期的な観点で当社株式を保有していただくため、当社グループの事業展開や財務状態のほか会計基準の変更等特殊要因による業績変動等を総合的に勘案し、毎期の業績に応じて配当性向50%程度を目標として行ってまいります。

なお、当期の配当金につきましては、平成29年12月4日に中間配当として1株当たり27円00銭を実施しており、期末配当として1株当たり34円00銭とし、年間配当金は1株当たり61円00銭とさせていただきます。予定であります。

(11) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 22,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,264,674株（自己株式1,326株を除く）
- (3) 株主数 4,870名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
佐々木健二	832,830株	13.29%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	355,000	5.67
ノルディア デンマーク フィリアル エーエフ ノルディア バンク エービー スヴェーリエ クライアーツ	291,900	4.66
株式会社三井住友銀行	276,000	4.41
株式会社みずほ銀行	230,000	3.67
株式会社千葉銀行	230,000	3.67
蔵王産業社員持株会	208,080	3.32
東京美装興業株式会社	158,400	2.53
土方孝悦	154,900	2.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	147,400	2.35

(注) 持株比率は自己株式（1,326株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成30年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
北林 恵一	取締役社長（代表取締役）	—
沓澤 孝則	取締役副社長	—
竹村 洋	取締役（商事営業本部長）	—
御幡 純平	取締役（営業本部長）	—
金子 勝介	取締役	—
田口 稔	常勤監査役	—
牛村 敦	監査役	公認会計士（牛村公認会計事務所）
川添 利賢	監査役	弁護士（木澤法律事務所）

- (注) 1. 取締役 金子勝介氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 牛村敦氏及び川添利賢氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 牛村敦氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 金子勝介氏、監査役 牛村敦氏及び川添利賢氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 取締役会長 土方孝悦氏は平成29年6月28日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに社外監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する限度額まで限定する契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 6名 147,370千円 (うち社外1名 3,340千円)

監査役 3名 15,300千円 (うち社外2名 4,700千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の額には、役員退職慰労引当金の当期増加額(取締役41,720千円(うち社外300千円)、監査役1,200千円(うち社外300千円))が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第50回定時株主総会において年額150百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第50回定時株主総会において年額25百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	金子勝介	取締役会に18回中17回出席しました。主に経験豊富な企業経営者としての観点からの発言を適宜行っております。
社外監査役	牛村敦	取締役会及び監査役会にすべて出席しました。主に公認会計士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
社外監査役	川添利賢	取締役会及び監査役会にすべて出席しました。主に弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な書類の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積の算定根拠について確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役は監査役会の決定により、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項の各号に定める業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、具体的な基本方針の内容は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの企業規模等を考慮し、社長自らが率先し、コンプライアンスの推進に取り組んでおります。その一環として、当社グループでは、法令・定款等を遵守するための行動指針として、「コンプライアンス行動規範」を定め、コンプライアンスの統括責任者を社長とし、その指揮命令下に社内監査室を置いています。社内監査室は社長命により会社全体の業務状況を把握し、法令及び定款に適合しているかの確認を適宜行うため、内部監査をはじめとしたモニタリングを定期的を実施することで当社グループの役員及び従業員に対し法令遵守を徹底させるとともに、コンプライアンスの状況については随時取締役、監査役に報告し、必要に応じて行動規範の徹底、社内規程等の見直しを迅速に実施しております。

また、「内部通報規程」に基づき、当社グループの全ての役員及び従業員を対象とした内部通報制度を構築することで、不正リスクの軽減にも努めるとともに、通報者が不利益を被らないように保護規程を設けております。

なお、当社グループでは、顧客、市場、社会からの信頼を得るべく、反社会的勢力に利益供与することはもちろんのこと、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除することを反社会的勢力対応の基本方針としています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録や稟議書等、取締役の職務の執行に係る重要な情報を法令及び社内規程に基づき、適正な保存期間を定め、管理部にて管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関連する市場動向、各種法令、災害、商品管理等に関するリスクについては、各担当部署ごとに方針やマニュアル等を作成することで、役員及び従業員に対し周知徹底を図っております。なお、当社グループに著しい損害を及ぼすリスクが発生するおそれやそのリスクが発生した場合は、速やかに担当部署を決定し、迅速な対応を行うこととしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、迅速な意思決定を図るために、取締役の員数を最小限に抑え現在5名で構成し、毎月1回開催しており、重要な事項の決定等を行っております。なお、特に重要な案件については、社長、副社長等を構成員とする経営会議を機動的に開催し、十分な議論を重ねた上で意思決定を行っております。

(5) 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの事業特性や企業規模等を踏まえ、業務執行とその監督は完全に分離せず、現場に精通し業務執行するもので取締役会を構成しております。また、子会社においては当社取締役の一部が子会社の取締役を兼務しており、営業会議等重要な会議に出席することで定期的に経営状況の把握に努めるとともに、「関係会社規程」において当社への報告事項や承認事項を明確にしております。なお、当社の常勤監査役は子会社への往査を行うことでグループ経営の視点から経営及び監督の強化に取り組んでおります。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くと定めた場合における当該使用人に関する体制並びにその補助使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査実施部門である社内監査室に属する従業員等が監査役の補助を行っており、もっぱら監査役の指揮命令に従っております。なお、社内監査室の人事異動については監査役会の同意を得るものとしております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれやその事実の発生並びに、法令及び定款に違反するおそれや違反した行為等を知った場合は、速やかに書面もしくは口頭で又は当社及び子会社の取締役経由で監査役へ報告することとしております。また、常勤監査役は取締役会のほか、部次長会や営業所長会議等の重要会議に積極的に参加するとともに稟議書等業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に随時説明を求めるものとしております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役は、当社の会計監査人及び社内監査室から定期的に会計監査内容や内部監査実施状況につき、説明を受けるとともに情報交換に努め、連携を図っております。また、企業経営及び法的な業務に関しては法律事務所と顧問契約を締結するとともに、必要に応じて会計監査人等の専門家から、助言及び指導を適宜受けられる体制を整えており、その費用は会社が負担することになっております。

(9) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社及び当社グループの財務報告の適正性を確保するために制定した「内部統制基本方針書」に基づき内部統制システムを適切に整備、運用するとともに、社長の指示の下、そのシステムが適正に機能していることを継続的に評価し、不備があれば必要に応じて適宜是正していくことにより、金融商品取引法及びその他関連法令等との適合性を図っております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記の基本方針に基づく業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 職務執行の適合性及び効率性の確保等に対する取り組み

当社の取締役会は、迅速な意思決定を図るため、取締役の員数を職務を執行するうえで少数の5名で構成し、定例の取締役会は毎月開催しました。定例の取締役会には、社外取締役及び社外監査役が出席し、業務執行状況、月次決算状況、その他経営にかかわる事項等が報告されるとともに、各種法令で定めた事項等の決議事項につき、活発な議論を重ねたうえで決定しており、取締役の職務執行の適法性が確保される体制にあり、その機能は十分に発揮されているものと認識しております。

また、内部監査につきましては、社長の承認を受けた内部監査計画に基づき、社長直轄の独立部署である社内監査室が実査や書類監査等により、全部署の監査を実施しており、監査の実効性及び公平性を図っております。

なお、反社会勢力排除に関する取り組みとしては、新規取引先については事前にチェックを行い、継続取引先についても毎年1回は調査をしており、取引先との基本契約書締結にあたっては、反社会的勢力排除条項を明記しております。

(2) 当社グループにおける業務の適正を確保するための取り組み

当社の子会社の経営管理につきましては、「関係会社規程」において報告事項や承認事項を明確に定めており、子会社の営業成績や財務状況等の重要な情報は定期的な報告がなされております。また、当社の取締役の一部が子会社の取締役を兼任しており、取締役会への出席のほか、営業会議等の重要会議に毎月出席することで定期的に経営状況の把握にも努めております。

(3) 監査の実効性の確保に対する取り組み

当社の監査役会は、年間の監査計画に基づき、重要な決裁書類や会計帳簿、営業所往査等の監査を実施しております。また、監査役が取締役会に出席しているほか、常勤監査役は経営会議等の重要会議にも出席し、社内業務にも精通しております。なお、社外監査役は全員独立役員としての属性を有しており、取締役の職務執行状況をはじめとして、それぞれ弁護士、公認会計士としての専門的な知見を生かし、当社の経営全般につきまして客観的、中立的な視点で監督できる体制にあり、相互牽制機能が十分に機能しているものと認識しております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配するものは、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨て、比率その他については四捨五入しております。
2. 売上高等の金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,265,294	流 動 負 債	973,955
現金及び預金	2,413,866	支払手形及び買掛金	237,713
受取手形及び売掛金	1,892,733	未払金	137,155
有価証券	2,999,750	未払法人税等	199,412
商 品	851,469	賞与引当金	104,992
繰延税金資産	87,502	商品保証引当金	7,900
そ の 他	20,171	そ の 他	286,782
貸倒引当金	△200	固 定 負 債	930,654
固 定 資 産	5,086,795	退職給付に係る負債	541,179
有 形 固 定 資 産	4,708,833	役員退職慰労引当金	139,380
建物及び構築物	1,476,273	再評価に係る繰延税金負債	172,407
機械装置及び運搬具	8,831	そ の 他	77,687
土 地	3,199,869	負 債 合 計	1,904,610
そ の 他	23,858	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	17,517	株 主 資 本	13,629,224
そ の 他	17,517	資 本 金	2,077,765
投資その他の資産	360,444	資 本 剰 余 金	2,402,232
投資有価証券	128,200	利 益 剰 余 金	9,150,431
繰延税金資産	168,729	自 己 株 式	△1,205
そ の 他	63,799	その他の包括利益累計額	△2,181,745
貸倒引当金	△283	繰延ヘッジ損益	△7,183
		土地再評価差額金	△2,174,561
資 産 合 計	13,352,089	純 資 産 合 計	11,447,478
		負債・純資産合計	13,352,089

連結損益計算書

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		7,200,843
売 上 原 価		3,456,110
売 上 総 利 益		3,744,732
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,571,653
営 業 利 益		1,173,079
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,076	
不 動 産 賃 貸 収 入	10,890	
為 替 差 益	3,742	
そ の 他	10,152	25,862
営 業 外 費 用		
売 上 割 引	2,201	2,201
経 常 利 益		1,196,740
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,196,740
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	381,800	
法 人 税 等 調 整 額	31,392	413,192
当 期 純 利 益		783,547
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		783,547

連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,077,765	2,402,232	8,711,441	△1,131	13,190,307
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△344,558		△344,558
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			783,547		783,547
自 己 株 式 の 取 得				△73	△73
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	438,989	△73	438,916
当 期 末 残 高	2,077,765	2,402,232	9,150,431	△1,205	13,629,224

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	5,070	△2,174,561	△2,169,491	11,020,816
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△344,558
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				783,547
自 己 株 式 の 取 得				△73
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△12,254		△12,254	△12,254
当 期 変 動 額 合 計	△12,254	-	△12,254	426,662
当 期 末 残 高	△7,183	△2,174,561	△2,181,745	11,447,478

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社の数……………1社（すべての子会社を連結しております。）
連結子会社の名称……………エタニ産業株式会社
2. 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券……………原価法
その他有価証券
時価のないもの……………総平均法による原価法
 - ② デリバティブ等の評価基準及び評価方法
デリバティブ……………時価法
 - ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3年～50年
機械装置及び運搬具	2年～15年
その他	2年～20年
 - ② リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- ③ 無形固定資産
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員の賞与の支給にあてるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。
 - ③ 商品保証引当金
商品納入後の保証期間内に発生する補修費用の支出にあてるため、売上高を基準として過去の経験率により算出した額を計上しております。
 - ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- 5. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 重要なヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。
為替予約等については、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。
 - (2) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

- 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 2,431,855千円
- 土地の再評価
土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価を基準に合理的な調整を行い算出
再評価を行った年月日 平成13年3月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△1,018,583千円
- 受取手形裏書譲渡高 107,972千円
- 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。
なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。
受取手形 23,249千円
裏書手形 11,106千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。
- 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び数に関する事項

(単位：株)

	当連結会計年度期首	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式	6,266,000	—	—	6,266,000
合計	6,266,000	—	—	6,266,000
自己株式				
普通株式	1,278	48	—	1,326
合計	1,278	48	—	1,326

(注) 自己株式の増加株式数は単元未満株式の買取によるものであります。

3. 連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次の通り決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 配当金総額 | 175,412千円 |
| (2) 1株当たり配当額 | 28.00円 |
| (3) 基準日 | 平成29年3月31日 |
| (4) 効力発生日 | 平成29年6月29日 |

平成29年10月30日開催の取締役会において、次の通り決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 配当金総額 | 169,146千円 |
| (2) 1株当たり配当額 | 27.00円 |
| (3) 基準日 | 平成29年9月30日 |
| (4) 効力発生日 | 平成29年12月4日 |

4. 連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成30年6月27日開催予定の定時株主総会において、次の通り付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 配当金総額 | 212,998千円 |
| (2) 配当の原資 | 利益剰余金 |
| (3) 1株当たり配当額 | 34.00円 |
| (4) 基準日 | 平成30年3月31日 |
| (5) 効力発生日 | 平成30年6月28日 |

5. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資については主に短期的な預金等に限定し、金融機関からの借入はありません。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、当社及び連結子会社の社内規程に従いリスクの低減を図っております。有価証券は合同運用指定金銭信託等であり、安全性を重視して運用しております。投資有価証券は、社債及び業務上の関係を有する株式等であり、社債については四半期毎に時価を把握し、非上場株式については、定期的に財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引等であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日（当期末）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (*1、2)	時価 (*1、2)	差額
①現金及び預金	2,413,866	2,413,866	—
②受取手形及び売掛金	1,892,733	1,892,733	—
③有価証券	2,999,750	2,999,750	—
④投資有価証券	50,000	49,885	△115
⑤支払手形及び買掛金	(237,713)	(237,713)	—
⑥未払金	(137,155)	(137,155)	—
⑦デリバティブ取引	(10,353)	(10,353)	—

(*1) 負債に計上されているものについては（ ）で示しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる事項については、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) ①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)③有価証券、並びに④投資有価証券

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(3)⑤支払手形及び買掛金、並びに⑥未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

(4)⑦デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、金融機関より入手した見積価格に基づいて算定してあります。なお、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されるため、その時価は支払手形及び買掛金の時価に含めて記載してあります。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	78,200

非上場株式は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内
現金及び預金	2,413,866	—	—
受取手形及び売掛金	1,892,733	—	—
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券			
社債	—	—	50,000
合計	4,306,599	—	50,000

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,827円31銭
2. 1株当たり当期純利益	125円07銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

蔵王産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神 宮 厚 彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 瀬 弘 典 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、蔵王産業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、蔵王産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第62期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及び内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月28日

蔵王産業株式会社 監査役会

常勤監査役 田 口 稔 (印)

監 査 役 牛 村 敦 (印)

監 査 役 川 添 利 賢 (印)

(注) 監査役 牛村 敦、川添 利賢は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,049,197	流 動 負 債	920,209
現金及び預金	2,293,787	支払手形	27,321
受取手形	587,480	買掛金	177,389
売掛金	1,259,387	リース債務	705
有価証券	2,999,750	未払金	134,630
商 品	803,626	未払費用	143,517
前払費用	13,924	未払法人税等	188,760
繰延税金資産	85,824	未払消費税等	95,929
その他	5,595	賞与引当金	102,200
貸倒引当金	△180	商品保証引当金	7,900
固 定 資 産	5,224,358	その他	41,854
有形固定資産	4,578,961	固 定 負 債	916,798
建 物	1,399,713	リース債務	201
構 築 物	43,780	退職給付引当金	531,313
機 械 装 置	4,491	役員退職慰労引当金	135,390
車 輛 運 搬 具	3,445	再評価に係る繰延税金負債	172,407
工具器具備品	23,858	その他	77,486
土 地	3,103,671	負 債 合 計	1,837,008
無形固定資産	17,334	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	8,298	株 主 資 本	13,618,292
電話加入権	9,035	資 本 金	2,077,765
投資その他の資産	628,063	資 本 剰 余 金	2,402,232
投資有価証券	128,200	資 本 準 備 金	2,402,232
関係会社株式	272,000	利 益 剰 余 金	9,139,499
出 資 金	23,290	利 益 準 備 金	402,145
繰延税金資産	164,486	その他利益剰余金	8,737,354
その他	40,316	別 途 積 立 金	6,542,200
貸倒引当金	△230	繰越利益剰余金	2,195,154
資 産 合 計	13,273,555	自 己 株 式	△1,205
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△2,181,745
		繰延ヘッジ損益	△7,183
		土地再評価差額金	△2,174,561
		純 資 産 合 計	11,436,547
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	13,273,555

損 益 計 算 書

(自 平成29年 4月 1日)
(至 平成30年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,909,847
売 上 原 価		3,294,205
売 上 総 利 益		3,615,641
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,489,736
営 業 利 益		1,125,905
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	15,686	
不 動 産 賃 貸 収 入	10,890	
為 替 差 益	3,248	
そ の 他	6,585	36,411
営 業 外 費 用		
売 上 割 引	2,201	2,201
経 常 利 益		1,160,115
税 引 前 当 期 純 利 益		1,160,115
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	363,500	
法 人 税 等 調 整 額	32,128	395,628
当 期 純 利 益		764,487

株主資本等変動計算書

(自 平成29年4月1日)
(至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計			
			利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	2,077,765	2,402,232	402,145	6,542,200	1,775,225	8,719,570	△1,131	13,198,436	
当 期 変 動 額									
剰余金の配当					△344,558	△344,558		△344,558	
当 期 純 利 益					764,487	764,487		764,487	
自己株式の取得							△73	△73	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	419,928	419,928	△73	419,855	
当 期 末 残 高	2,077,765	2,402,232	402,145	6,542,200	2,195,154	9,139,499	△1,205	13,618,292	

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	5,070	△2,174,561	△2,169,491	11,028,945
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△344,558
当 期 純 利 益				764,487
自己株式の取得				△73
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△12,254		△12,254	△12,254
当 期 変 動 額 合 計	△12,254	—	△12,254	407,601
当 期 末 残 高	△7,183	△2,174,561	△2,181,745	11,436,547

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……原価法

子会社株式……………総平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの……………総平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・構築物 3年～50年

機械装置 7年～15年

車輛運搬具 2年～5年

工具器具備品 2年～20年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用（共同施設利用権）……………定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給にあてるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 商品保証引当金

商品納入後の保証期間内に発生する補修費用の支出にあてるため、売上高を基準として過去の経験率により算出した額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

為替予約等については、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を採用しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(貸借対照表の注記)

1. 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,386,584千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権 358千円
短期金銭債務 714千円
4. 土地の再評価
土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）
第2条第4号に定める路線価を基準に合理的な調整を行い算出
再評価を行った年月日 平成13年3月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△1,018,583千円
5. 受取手形裏書譲渡高 107,972千円

(損益計算書の注記)

1. 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。
2. 関係会社との取引高
営業取引
売上高 9,799千円
仕入高 7,341千円
営業取引以外の取引高 11,109千円

(株主資本等変動計算書の注記)

1. 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。
2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 1,326株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	13,296千円
賞与引当金	31,293千円
退職給付引当金	162,688千円
役員退職慰労引当金	41,456千円
商品評価減	6,379千円
その他	36,653千円
繰延税金資産小計	291,768千円
評価性引当額	△41,456千円
繰延税金資産合計	250,311千円
繰延税金負債	—
繰延税金資産の純額	250,311千円

上記のほか、「土地再評価に係る繰延税金負債」として計上している土地の再評価に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりであります。

繰延税金資産	
土地再評価差額金	785,467千円
評価性引当額	△785,467千円
計	—
繰延税金負債	
土地再評価に係る繰延税金負債	△172,407千円
計	△172,407千円
繰延税金負債の純額	△172,407千円

(関連当事者との取引に関する注記)

関連当事者との間における重要な取引がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,825円56銭
2. 1株当たり当期純利益	122円03銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月21日

蔵王産業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神 宮 厚 彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 瀬 弘 典 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、蔵王産業株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及び内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月28日

蔵王産業株式会社 監査役会

常勤監査役 田 口 稔 ㊟

監 査 役 牛 村 敦 ㊟

監 査 役 川 添 利 賢 ㊟

(注) 監査役 牛村 敦、川添 利賢は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績等を総合的に勘案して、1株当たり34円といたしたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金27円を含め、1株当たり61円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 34円 総額 212,998,916円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成30年6月28日

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都江東区毛利一丁目19番5号
当本社ビル5階第一会議室
電話番号 03 (5600) 0311 (大代表)



交通のご案内

- ◎ JR 総武線錦糸町駅南口・東京メトロ半蔵門線錦糸町駅1番出口より徒歩約5分
- ◎ 都営地下鉄新宿線・東京メトロ半蔵門線住吉駅A2出口またはB2出口より徒歩約7分

*当日は駐車場をご利用できませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。